

官庁施設の耐震性能に関するこれまでの考え方

①「官庁施設の総合耐震計画基準」制定の経緯

昭和62年、「官庁施設の総合耐震計画標準」制定

平成7年1月、阪神・淡路大震災の際に、官庁施設が被害を受け、災害応急対策や行政サービスに重大な支障を生じる事例が多数発生

平成8年6月、「官公庁施設の地震防災機能の在り方」について建築審議会より答申

平成8年3月、「官庁施設の総合耐震計画標準検討委員会」報告書とりまとめ

官公庁施設の整備に当たっては、施設の用途に応じて、地震災害時に施設に必要とされる機能等を考慮し、施設の防災上の重要度に応じた耐震性能の目標を定め、これを確保する必要がある

平成8年10月、「官庁施設の総合耐震計画基準」を制定
(平成15年3月に各省各庁の統一基準化)

官庁施設の耐震性能に関するこれまでの考え方

② 官庁施設の総合耐震計画基準の概要

「官庁施設の総合耐震計画基準」における部位毎の目標

部位	分類	目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保を図る
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保を図る
非構造部材	A類	施設の外部及び活動拠点室等における建築非構造部材について、大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえで支障となる損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保を図る
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする
設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする